

## 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	一	（循環型社会推進課）
○有害図書類の指定	二	（共同参画社会推進課）
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	二	（長寿社会政策課）
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	三	（同）
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	四	（同）
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	四	（同）
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	五	（同）
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	六	（同）
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）附則第二十四項の知事が定める日	七	（同）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	七	（障害福祉課）
○道路の供用開始	七	（道路課）
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	七	（防災砂防課）
○土地改良区の定款変更の認可	七	（北部地方振興事務所）
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	七	（広報課）
○開発行為に関する工事の完了	八	（建築宅地課）
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	八	（教育庁生涯学習課）

## 教育委員会

○教育委員会定例会の開催  
選挙管理委員会

○宮城県海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日及び選挙すべき委員の数

○宮城県海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者

○宮城県海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務所

○宮城県海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○宮城県告示第八百四十五号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。  
平成二十五年十月八日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 告 示

八 八 九 九 九 九

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名  
1 名称 草刈建設株式会社  
2 所在地 宮城県多賀城市山王字山王三区六十三番  
3 代表者の氏名 代表取締役 草刈 則夫  
二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県多賀城市宮内一丁目四百二十五番地一 他  
三 新設又は変更の別  
新設  
四 産業廃棄物処理施設の種類の  
がれき類の破碎施設  
五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

六 申請年月日  
平成二十五年九月十七日

七 縦覧場所等  
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）  
2 縦覧期間 平成二十五年十月八日から平成二十五年十一月八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）  
八 意見書の提出期限等  
1 提出期限 平成二十五年十一月二十二日  
2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）  
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百四十六号  
青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティンググマックス！スペシャル 2013 Vol. 66	(株)ぶんか社
二	雑誌	みこすり半劇場 2013 10月号	(株)ぶんか社
三	コミック	王子様の疑惑と姫君の秘密	(有)光彩書房
四	コミック	野獣彼氏カタログ 7人のDS男子	(株)ぶんか社
五	コミック	蜜辱ハニー	(株)ジーウォーク
六	書籍	変態SEX図鑑（愛蔵版）	(株)データハウス

七 雑誌	ISBN 978-4-7817-0149-1 裏モノJAPAN 2013 11月号 01805111	(株)鉄人社
------	--	--------

二 指定理由

図書類の内容が、一から六までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、七の図書類にあっては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。  
○宮城県告示第八百四十七号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇二四二五	八千代訪問介護ステーション 石巻市大街道南四丁目六番二十号	株式会社ケイ&エス・コーポレーション	平成二十五年七月一日
○四七〇七〇〇八九九	在宅介護支援事業所爽秋会 名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	平成二十五年八月一日
○四七一四〇〇一〇一	NPO法人のんびりすみ 東松島市新東名四丁目十一番地十四	特定非営利活動法人のんびりすみちゃんの家	平成二十五年八月一日
○四七二六〇〇八〇八	ヘルパーステーション海の宮 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	プリムローズ有限公司	平成二十五年八月十五日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇三〇〇八二三	株式会社なのはな 塩竈市芦畔町十二番十九号	株式会社なのはな	平成二十五年七月一日
○四七〇五〇〇九四三	訪問入浴春夏秋冬	株式会社春夏秋冬	平成二十五年

三 通所介護

〇四七二二〇〇七八二	気仙沼市後九条二百八十三番地二	七月一日
〇四七二二〇〇七八一	セントケアはさま 登米市迫町佐沼字錦百七十番地坂本店舗一F	平成二十五年八月一日

〇四七〇二〇二四〇九	介護保険事業所番号 事業所の名称及び所在地 レッツ倶楽部石巻大街道 石巻市大街道東一丁目四番 十八号	事業者の名称又は氏名 株式会社井上	指定年月日 平成二十五年七月一日
〇四七〇二〇二四一七	〇四七〇二〇二四一七 デイサービスセンター八千 代の家一石巻大街道一 石巻市大街道南四丁目六番 二十号	株式会社ケイ&エス・コ ーポレーション	平成二十五年七月一日
〇四七〇三〇〇八一五	〇四七〇三〇〇八一五 リハビリ型デイサービスサ ンエル 塩竈市尾島町一番五号	有限会社サンエル	平成二十五年七月一日
〇四七〇七〇〇八八一	〇四七〇七〇〇八八一 まごころデイサービス美田 園 名取市美田園三丁目一番地 の一	株式会社シルバーサポー トまごころ	平成二十五年七月一日
〇四七二二〇二二〇一	〇四七二二〇二二〇一 通所介護ひまわり畑岡 栗原市若柳上畑岡字本鹿野 五十二番地一	有限会社クマシヨウ	平成二十五年七月一日
〇四七二二〇二二〇一	〇四七二二〇二二〇一 デイサービスセンターこす もす園 柴田郡大河原町新南六十一 番地十三	株式会社コスモ測量設計	平成二十五年七月一日
〇四七二四〇〇六二二	〇四七二四〇〇六二二 ウエックデイサービスセン ター巨理 巨理郡巨理町逢隈中泉字上 谷地二百三十九番一號	株式会社ウエルシスパー トナーズ	平成二十五年七月一日
〇四七二七〇一一三五	〇四七二七〇一一三五 通所介護リハビリセンター おおひら 黒川郡大衡村大衡字河原五 十四番地二	株式会社オフィス大塚	平成二十五年七月一日
〇四七一〇〇五三七	〇四七一〇〇五三七 デイサービスセンターま んざく 岩沼市土ヶ崎二丁目九番四 号	特定非営利活動法人な でしこ	平成二十五年七月十五日
〇四七二二〇一三六八	〇四七二二〇一三六八 デイサービスまごころ 登米市迫町佐沼字中江五丁 目二番地の十	ノエビア新宮城販売株式 会社	平成二十五年七月十五日
〇四七二四〇〇六八九	〇四七二四〇〇六八九 デイサービス和花	株式会社野蒜ケアサービ ス	平成二十五年

四 福祉用具貸与

〇四七一五〇二二二〇	東松島市牛網字駅前一丁目 四十八番地二	株式会社希南	平成二十五年七月十五日
〇四七二二〇二二一九	〇四七二二〇二二一九 茶話本舗デイサービス花楓 七号 大崎市古川駅東一丁目四番 七十号	株式会社ウルク	平成二十五年七月十五日
〇四七〇二〇二四六六	〇四七〇二〇二四六六 デイサービスちびのしっぽ 柴田郡大河原町大谷字末広 九十七番地二	株式会社ウルル	平成二十五年七月十五日
〇四七〇五〇〇九六八	〇四七〇五〇〇九六八 よつてがいん 石巻市渡波字新千刈百四十 番地一	特定非営利活動法人お 茶っこケア	平成二十五年八月一日
〇四七〇九〇〇六五五	〇四七〇九〇〇六五五 ホームケアセンターきくや 気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	平成二十五年八月一日
〇四七〇二〇二四七四	〇四七〇二〇二四七四 アースサポート山王 多賀城市山王字千刈田四番 一號 やわらぎ蛇田デイサービス 石巻市蛇田字福村北三十六 番地一	アースサポート株式会社 有限会社やわらぎ介護セ ンター	平成二十五年八月十五日

五 特定福祉用具販売

〇四七二二〇二二〇一	〇四七二二〇二二〇一 事業所の名称及び所在地 株式会社ジェー・シー・ア イ仙南事業所 柴田郡柴田町大字船岡字新 生町二十八番地二	事業者の名称又は氏名 株式会社ジェー・シー・ アイ	指定年月日 平成二十五年七月一日
〇四七一五〇一八二五	〇四七一五〇一八二五 事業所の名称及び所在地 星陵ケアセンター 大崎市古川南町三丁目一番 十号	事業者の名称又は氏名 有限会社星陵介護サービ ス	指定年月日 平成二十五年八月一日

〇宮城県告示第八百四十八号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と  
して、次のとおり指定した。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七〇二〇二四四一	白樺居宅介護支援事業所 石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	平成二十五年七月一日
○四七〇五〇〇九五〇	ケアプランセンターきくや 気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	平成二十五年七月一日
○四七二四〇〇六三九	居宅介護支援事業所つばさ 亘理郡亘理町逢隈田沢字早川七十五番一	株式会社クオリティーライフ	平成二十五年七月一日
○四七二七〇一一四三	合同会社富ヶ丘居宅介護支援事業所 黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十六番五号ハウスレジエント二〇三	合同会社富ヶ丘居宅介護支援事業所	平成二十五年七月十五日
○四七〇二〇二四五八	居宅介護支援センター花水 石巻市鹿又字八幡前五番	社会福祉法人一視同仁会	平成二十五年八月一日
○四七〇七〇〇八九九	在宅介護支援事業所爽秋会 みのり 名取市植松一丁目一番二十四号	医療法人社団爽秋会	平成二十五年八月一日
○四七〇九〇〇六六三	居宅介護支援事業所ZEN 多賀城市大代三丁目六番三十四一五号	株式会社笑楽	平成二十五年八月十五日

○宮城県告示第八百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年十月八日

一 介護予防訪問介護

○四七〇二〇二四二五	八千代訪問介護ステーション	株式会社ケイ&エス・コ	平成二十五年
------------	---------------	-------------	--------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七二四〇〇一〇一	石巻市大街道南四丁目六番二十号	特定非営利活動法人のんちゃんの家 東松島市新東名四丁目十一番地十四	プリムローズ有限公司	平成二十五年八月十五日
○四七二六〇〇八〇八	宮城県七ヶ浜町東宮浜字前畑十番	ハルパーステーション海の宮	株式会社クマシヨウ	平成二十五年七月一日

二 介護予防訪問入浴介護

○四七〇三〇〇八二三	株式会社なのはな 塩竈市芦畔町十二番十九号	株式会社なのはな	平成二十五年七月一日
○四七〇五〇〇九四三	訪問入浴春夏秋冬 気仙沼市後九条二百八十三番地二	株式会社春夏秋冬	平成二十五年七月一日
○四七二二〇〇七八二	セントケアはさま 登米市迫町佐沼字錦百七十番地坂本店舗一F	セントケア宮城株式会社	平成二十五年八月一日

三 介護予防通所介護

○四七〇二〇二四〇九	レッツ倶楽部石巻大街道 石巻市大街道東一丁目四番十八号	株式会社井上	平成二十五年七月一日
○四七〇二〇二四一七	デイサービスセンター八千代の家 石巻市大街道南四丁目六番二十号	株式会社ケイ&エス・コ Iボレーション	平成二十五年七月一日
○四七〇三〇〇八一五	リハビリ型デイサービスサンエル 塩竈市尾島町一番五号	有限会社サンエル	平成二十五年七月一日
○四七〇七〇〇八八一	まごころデイサービス美田 名取市美田園三丁目一番地の一	株式会社シルバーサポートまごころ	平成二十五年七月一日
○四七二一三〇一六六三	通所介護ひまわり畑岡 栗原市若柳上畑岡字本鹿野五十二番地一	有限会社クマシヨウ	平成二十五年七月一日

五 特定介護予防福祉用具販売				四 介護予防福祉用具貸与			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二四〇〇六二二	ウエックデイサービスセンター 巨理 巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二百三十九番一号	株式会社ウエルシスパートナーズ	平成二十五年七月一日	〇四七二七〇一一三五	通所介護リハビリセンター おおひら 黒川郡大衡村大河字河原五十四番地二	株式会社オフィス大塚	平成二十五年七月一日
〇四七一一〇〇五三七	デイサービスセンターまんと さく 岩沼市土ヶ崎二丁目九番四号	特定非営利活動法人なでしこ	平成二十五年七月十五日	〇四七二二〇一三六八	デイサービスこころ 登米市迫町佐沼字中江五丁目二番地の十	ノエビア新宮城販売株式会社	平成二十五年七月十五日
〇四七二二〇一三六八	デイサービスと和花 東松島市牛網字駅前一丁目四十八番地二	株式会社野蒜ケアサービ	平成二十五年七月十五日	〇四七二二〇二二一九	デイサービスちびのしつぽ 柴田郡大河原町大谷字末広九十七番地二	株式会社ウルル	平成二十五年七月十五日
〇四七二二〇二二一九	よつてがいん 石巻市渡波字新千刈百四十番地一	特定非営利活動法人お茶っこケア	平成二十五年八月一日	〇四七〇二〇二四六六	ホームケアセンターまきくや 気仙沼市廻館百八番地五	株式会社亀久屋	平成二十五年八月一日
〇四七〇二〇二四六六	アースサポート山王 多賀城市山王字千刈田四番一	アースサポート株式会社	平成二十五年八月一日	〇四七〇二〇二四七四	やわらぎ蛇田デイサービス 石巻市蛇田字福村北三十六番地一	有限会社やわらぎ介護センター	平成二十五年八月十五日
〇四七二二〇二一八九	株式会社ジェー・シー・アイ仙南事業所 柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八番地二	株式会社ジェー・シー・アイ	平成二十五年七月一日	〇四七二二〇二一八九	株式会社ジェー・シー・アイ仙南事業所 柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八番地二	株式会社ジェー・シー・アイ	平成二十五年七月一日

  

一 訪問介護				二 訪問看護				三 通所介護				四 福祉用具貸与			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇二一八九	株式会社ジェー・シー・アイ仙南事業所 柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八番地二	株式会社ジェー・シー・アイ	平成二十五年七月一日	〇四七二二〇二一八九	小規模多機能施設田尻のまりちゃん家 大崎市田尻通木字一本柳二十二番地三	有限会社まりちゃん家	平成二十五年八月五日	〇四七二二〇二一八九	星陵ケアセンター 大崎市古川南町三丁目一番十号	有限会社星陵介護サービ	平成二十五年八月一日	〇四七二二〇二一八九	すえりん介護センター 石巻市渡波字旭ヶ浦百三十番地一	株式会社未凜	平成二十五年七月三十一日
〇四七二二〇二一八九	株式会社ジェー・シー・アイ仙南事業所 柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八番地二	株式会社ジェー・シー・アイ	平成二十五年七月一日	〇四六二一九〇〇二六	訪問看護ステーションリラの花 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山四番十八	医療法人社団リラの会	平成二十五年八月三十一日	〇四七二二〇二一八九	宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩		〇四七二二〇二一八九	訪問看護ステーションリラの花 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山四番十八	医療法人社団リラの会	平成二十五年八月三十一日

〇宮城県告示第八百五十号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
 平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

五 特定福祉用具販売

○四七〇八〇〇二五一	シルバーレンタルサービス 角田市角田字牛館五十三番 地二号	株式会社サンメディック ス	平成二十五年 七月一日
○四七三六〇〇三五一	福祉用具センター南さんり 本吉郡南三陸町歌津枹沢二 十八番地一	社会福祉法人南三陸町社 会福祉協議会	平成二十五年 七月一日

介護保険事業所番号 ○四七〇八〇〇二五一	事業所の名称及び所在地 シルバーレンタルサービス 角田市角田字牛館五十三番 地二号	事業者の名称又は氏名 株式会社サンメディック ス	廃止年月日 平成二十五年 七月一日
-------------------------	--	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第八百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇〇七八三	事業所の名称及び所在地 花水木介護センター 石巻市鹿又字八幡前五番	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人一視同仁会	廃止年月日 平成二十五年 七月三十一日
○四七二七〇〇八〇六	東向陽台居宅介護支援セン ター 黒川郡富谷町東向陽台一丁 目十二番三号	株式会社センター	平成二十五年 七月三十一日

○宮城県告示第八百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護 介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
-------------------------	-------------	------------	-------

二 介護予防訪問看護

○四七〇二〇一六八二	すえりん介護センター 石巻市渡波字旭ヶ浦百三十 六番地一	株式会社未凜	平成二十五年 七月三十一日
------------	------------------------------------	--------	------------------

介護保険事業所番号 ○四六二一九〇〇二六	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーションリラ の花 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字 八山四番十八	事業者の名称又は氏名 医療法人社団リラの会	廃止年月日 平成二十五年 八月三十一日
-------------------------	---	--------------------------	---------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇〇八八五	事業所の名称及び所在地 ボプラの木 気仙沼市田中前一丁目二番 地七	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人The Seed	廃止年月日 平成二十五年 七月三十一日
○四七一五〇一八四一	小規模多機能施設田尻のま りちゃん家 大崎市田尻通木字一本柳二 十二番地三	有限会社まりちゃん家	平成二十五年 八月五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇八〇〇二五一	事業所の名称及び所在地 シルバーレンタルサービス 角田市角田字牛館五十三番 地二号	事業者の名称又は氏名 株式会社サンメディック ス	廃止年月日 平成二十五年 七月一日
○四七三六〇〇三五一	福祉用具センター南さんり 本吉郡南三陸町歌津枹沢二 十八番地一	社会福祉法人南三陸町社 会福祉協議会	平成二十五年 七月一日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇八〇〇二五一	事業所の名称及び所在地 シルバーレンタルサービス 角田市角田字牛館五十三番 地二号	事業者の名称又は氏名 株式会社サンメディック ス	廃止年月日 平成二十五年 七月一日
-------------------------	--	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第八百五十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）附則第二十四項の知事が定める日は、平成二十五年十月十一日（同日において現に同項に規定する基準該当訪問看護（同日において現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業を行っている者）は、当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日）とする。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇二四七	事業所の名称及び所在地	吉岡すまいる 黒川郡大和町吉岡字 石神沢三十番地二	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	指定年月日	平成二十五年 十月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------	---------------	------	------	----------------------	-------	----------------

○宮城県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	一般国道	路線名	三百九十八号	供用開始の区間	栗原市一迫字新宮前八一番二地先から 同市一迫字長崎三嶋無番地先まで	供用開始年月日	平成二十五年 十月十日 午後一時
-------	------	-----	--------	---------	--------------------------------------	---------	------------------------

○宮城県告示第八百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

上の山の2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年宮城県告示第八百五十四号で指定した区域を除く。）

宮城郡七ヶ浜町吉田浜上ノ台

道路敷 一号

道路敷 二号

道路敷 三号

道路敷 四号から六号まで

道路敷 七号

道路敷 八号

○宮城県告示第八百五十七号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年十月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十月八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県外向け広報（新聞掲載）に係る業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部広報課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年九月十八日

- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社東日本朝日広告社 仙台市青葉区本町二丁目二番六号
- 五 落札金額 九千三百九十七万五千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月六日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市飯野坂四丁目四百十五番二及び四百十六番二並びに同五丁目四番一及び五番三並びに四番一地先の水  
名取市飯野坂五丁目三番十四号  
高橋 健治
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月八日

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県図書館情報ネットワークシステム開発等業務 一式  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年九月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青葉区一番町一丁目九番一号
- 五 落札金額 一億七千六百四十万円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月六日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十月八日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

- 一日 時 平成二十五年十月十六日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件

- 1 職員の人事について
- 2 県立特別支援学校学則の一部改正について
- 3 宮城県立高等学校学則の一部改正について
- 4 県立中学校学則の一部改正について
- 5 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問合せ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項の規定により、宮城海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙を次のとおり行う。

平成二十五年十月八日

宮城県選挙管理委員会

一 選挙期日 平成二十五年十月十七日 委員長 菊 地 光 輝

二 選挙すべき委員の数 一人

○宮選管告示第百十二号

平成二十五年十月十七日執行の宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

選挙長 石巻市開北一丁目九番七四号 鈴木 廣 志

同職務代理者 牡鹿郡女川町旭が丘二丁目一〇番地の五 高橋 孝 信

○宮選管告示第百十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十五年十月十七日執行の宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十五年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十五年十月十八日 午後三時

○宮海選告示第一号

平成二十五年十月十七日執行の宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十五年十月八日

宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙

選挙長 鈴木 廣 志

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○宮海選告示第二号

平成二十五年十月十七日執行の宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条の規定による選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十五年十月八日

宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙

選挙長 鈴木 廣 志

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十五年十月十四日 午後五時